

広島県告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十九年一月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	世羅郡世羅町大字賀茂字栗宗一七六九番一地从 三原市大和町萩原字日野女三四番四地先まで	平成二八年二月一九日